

予の如く御出立の儀年々重き心持申上
二引為凡八九人信を成りしと申す其
人の御出立申す云々此時より御出立
の儀申上は御出立の儀御出立
と申す今申す御出立の儀御出立
他人の御出立の儀御出立の儀御出立
御出立の儀御出立の儀御出立の儀御出立
御出立の儀御出立の儀御出立の儀御出立

御領分

上列の如く申上

元禄三年二月

信玄代
年表
上列の如く
云々
信玄代

御領分

御役所

【釈文】

乍恐以書附奉願上候

御領分上州山田郡桐生新町役人共一同奉申上候、近頃

諸色追々高直之處、昨年以來、別而米價一概ニ引上リ、

小前大小困窮之者共取續方難相成、既ニ昨

年中數度御救米・御救金等被下置候處、去冬

押詰弥差迫リ候模様相見候節茂、其丁内限り

施金等為致候得共、猶當春ニ相成弥増米穀

高直ニ相成不成、其上昨年中方桐生表産業稀

成不景氣ニ而、下職之者共其外ニ至迄必至与

差詰リ候故歟、悉人氣不穩時々不容易

張札等有之、一同心配仕、此儘捨置候而者、又候

下菱村同様之儀茂出来可申哉与、日々心痛罷

有候、御時節柄御物入多之所、奉恐入候得とも

小前極窮之者共江、當二月与り三月迄忒ヶ月

之間、米麦當半ニ致シ、一日耆人ニ付忒合宛

御救方被下置候様仕度候、尤人数之義ハ火急

未夕不取調候得共、昨年被下置候御扱米之振合

二引當、凡八九百人位二者相成可申与奉存候、追而
人数取調書奉差上候、御時節柄不顧恐多
候儀ニ御座候得共、前段之儀、偏ニ御賢察
被成下置、今般御救米御下ケ被成下置度
猶人数過分相増候共、其餘成内之者共江御引足
献納為致候様取計ひ可申候間、何卒出格之
御憐愍を以、此度之儀を幾重ニ茂御聞濟
被成下置候様、奉願上候、以上

御領分

上州山田郡桐生新町

役人物代

慶応三卯年二月

年寄

喜左衛門

差添

佐羽吉右衛門

御郡方

御役所

【読み下し文】

恐れ乍ら書附を以て願ひ上げ奉り候

御領分上州山田郡桐生新町役人共一同申し上げ奉り候、近頃

諸色追々高直の處、昨年以來、別して米價一概に引上り、

小前大小困窮の者共、とりつづきかた取續方相い成り難く、既に昨

年中おすくいまい おすくいぎん数度御救米・御救金等下し置かれ候處、去る冬、

押し詰めこよこよ弥差し迫り候模様(に)相い見え候節も、其丁内限り

施ほどこしぎん金等致し候えども、猶當春に相い成りいやまし弥増(に)米穀

高直に相い成り不成、其上昨年中より桐生表産業稀 〔不成、此二字恐衍〕

成る不景氣にて、下職の者共、其の外に至る迄必至と

差詰り候故か、じんぎ悉く人氣不穩(にして)、時々不容易(なる)

張札等これ有り、一同心配仕り、このまは此儘捨て置き候ては、又候

下菱村同様の儀も出来申すしゅったいべきやと、日々心痛罷り

有り候、御時節柄、御物入(り)多(き)の所、恐れ入り奉り候えども、

小前極窮の者共へ、當二月より三月迄すけ式ヶ月

の間、米麥當半に致し、一日壹人に付ずつ式合宛

御救方下し置かれ候様仕り度く候、尤(も)人数の義は火急

未だ取り調べず候えども、昨年下し置かれ候御扱米のふりあい振合

に引當(て)、凡そ八九百人位には相い成り申すべきと存じ奉り候、追
つて／人数取調書差し上げ奉り候、御時節柄を顧みず恐れ多く

候儀に御座候えども、前段の儀、偏に 御賢察

成し下し置かれ、今般御救米御下げ成し下し置かれ度、

猶人数過分相い増し候とも、其餘成内の者共へ御引足

献納致し候様取計ひ申すべく候間、何卒出格しゅっかくの

御憐愍を以(て)、此度の儀を幾重にも御聞(き)濟(み)

成し下し置かれ候様、願い上げ奉り候、以上

御領分

上州山田郡桐生新町

役人物代

慶応三卯年二月

年寄

喜左衛門

差添

佐羽吉右衛門

御郡方

御役所

【解説】

黒船来航による欧米列強との交流、またそれに続いた交易の開始。日本史の教科書では必ず、一八五三年ペリーの来航と翌年の日米和親条約（同じく順次、英・蘭・露とも調印）、一八五八年のアメリカ総領事ハリスとの日米修好通商条約（同じく蘭・露・英・仏とも調印）を取り上げています。特に後者は、幕府の大老井伊直弼が勅許（朝廷の裁許）を得ることなく締結を強行したことから、それに反発した水戸藩主徳川斉昭や福井藩主松平慶永が謹慎となり、それを受けて朝廷が無勅許調印と斉昭らへの大名処分を不満とする密勅を水戸藩などへと下したため、一気に尊王攘夷派（朝廷を奉じて、外国との交流を断つ）の動きが活発になります。幕府はその動きを封じ込めるために、江戸や京都では尊攘派を掲げる藩の志士たちを次々と逮捕・拘禁し、処刑や獄死に至らしめるといふ強硬手段をとりましたが（安政の大獄）、それに反発した水戸浪士により大老直弼が襲撃され斬殺されました（桜田門外の変・一八六〇）。

この後、薩長をはじめとした尊攘派の藩は、外国人排斥の行動（薩英戦争や下関戦争）にうって出ますが、相手側の圧倒的な軍事力の前に攘夷の不可能を悟り、むしろその力を利用する術を模索し始めま

す。朝廷側は一貫して攘夷の姿勢にありましたから、外交に関しては朝廷の意向に従わざるを得ない幕府が、巡り巡って結果的に攘夷の側に立たされ、攘夷派から一転した薩長等の雄藩と対立を深めていったのは歴史の皮肉かも知れません。

今回の古文書は、慶応三年（一八六七）に書かれたもので、この年の十月十四日（旧暦）に、將軍徳川慶喜が朝廷に大政奉還を上表しますから、ちょうど開国から大政奉還前夜の頃の桐生新町の治安が読み取れる史料ということになります。

では内容を確認してみましょう。差出人は、役人惣代「年寄」喜左衛門と、「差添」（付添い人）の佐羽吉右衛門。宛所は出羽松山藩酒井家の郡役方御役所。前回は触れましたが、これは酒井家の江戸藩邸（御屋敷）におかれていた郡役所で、桐生陣屋の代官はここに詰めて執務を行っていました。なお、差添 吉右衛門は、出羽松山藩の桐生陣屋の陣屋守を務める人物です。もう一人の喜左衛門とは、新居喜左衛門。前回の文書に姿を見せた新居甚兵衛の二代後の人物で、この時新町の年寄役と、周辺町村の中心町（「寄場」という）であった桐生の宿場に置かれた「問屋場」（＝宿場に置かれた駅で人馬の継立事務

を行う所)の責任者「問屋」も務めていた人物です。

文頭では、桐生新町役人一同の願い上げとして、近頃諸々の物価が高値となる中、昨年来米価が高騰し、本百姓やそれ以外のものに至るまで生活が立ち行かない状況にあり、昨年も数度に及び御救米(＝災害や飢饉などで困窮している民衆を救うために施す米)や御救金を施し下されました。にもかかわらず、冬には切羽詰まった状態に陥いりそうになった町内もあり、そこに限っては追加で施し金なども配りましたが、今年の春には米穀はさらに高値となってしまった、と訴えます。

これに輪をかけるように、桐生やその近郊では、昨年来、産業(特に織物)がこれまでにないような不景気に見舞われ、下職の者だけでなくそれ以外の者たちも皆生活に困る有様です。だからでしょうか、人気(＝人々の気持ち)までも不穏なものとなり、時には町中に看過しがたい張り紙などまで貼られる始末で、役人一同心配しています。もしこのままこれを放置したら、再び下菱村同様の騒ぎ【後述参照】が起こるやもしれないと、日々心痛の限りです、と続けます。

最後に本題として、(御領主様も)時節柄、物入りな時で恐れ多いことですが、本百姓や困窮の者たちに、この二月から三月までの二ヶ

月に限り、米麦半々にしたものを一日一人につき二合ずつ御救米としてお下しくだされたく願ひします。(支給すべき)人数は緊急時で調べ終わってはいませんが、昨年下された御救米の時の状況にあてはめ、大体八〇九百人くらいになると思われ、そちらについては追って取調書を提出いたします。時節柄を顧みず恐れ多いことではあります、前段に述べてきたことをご理解いただき、御救米をお下しくだされたく、猶、見込みより人数が多く御救米(の費用)が増加となった場合は、その不足分は町方で負担して御領主様へと献納するように取計いますので、どうかお憐みをもってこの件を御承知いただきますようお願いいたします、と領主酒井家の御郡方御役所へと願ひ出しました。

この文書の中段には、今回のサブタイトルに掲げた「桐生表産業稀成不景氣ニ而」という行があります。これは、解説の文頭に書いた「開国と諸外国との交易の開始が大きく影響しています。これにより外国商人との間で商品の売買が始まりましたが、日本と欧米とでは金と銀の交換比率が大きく異なり(日本は金一・銀四、欧米は金一・銀十六)、それに目を付けた外国人商人は支払いに洋銀(メキシコ銀)

を用いることで安価に日本の製品を入手できました。これにより、外国商人による諸々の製品の買い付けが起こり、極端な品薄とそれによる物価高騰が引き起こされましたが、織物の原材料となる生糸も例外ではありませんでした。生糸の不足による原材料費の高騰、また諸物価の高値推移をうけての景気悪化による販売不振と、桐生新町とその周辺では思わぬ不景気に見舞われ、ついに安政六年（一八五九）十一月には、町年寄の古木四郎兵衛らが、時の大老井伊直弼と老中間部詮勝まなべあきかつへと生糸輸出禁止の直訴に及ぶかごそ駕籠訴をおこすほどに深刻なものでした。

また外国人商人はこの交換比率の違いを利用して、日本で銀を金に換金するだけで四倍の金を手にすることができました。結果的に小判をはじめとした日本の金貨は海外流出し（一説には五十万両とも）、この対策として万延元年（一八六〇）には、金の含有量（品位）を低くした万延小判・二分判・二朱判が標準貨幣として鑄造されましたが、品位の下げられたそれらは、明らかに貨幣としての価値が低いものであり、このこともまた物価の高騰に拍車を掛けてしまいました。まさしく文頭の「近頃諸色追々高直之處」という状況が目に見えがぶようです。

長引く景気の停滞は世相を殺伐とさせていきました。やはり中段に「又候下菱村同様之儀」という行があります。この文書が書かれた前年の慶応二年六月、桐生川をはさんで隣国となる野州下菱村（現、桐生市菱町地内）で、百姓伊三郎を頭目に、桐生町方の米穀買入れ商に掛け合い、買い置きしてある米を安価で売り払わせて、窮民の救済を断行しようという騒擾がありました。今回の文書の差出人の一人である喜左衛門は、桐生新町の町役人として新町とその周辺町村の様子を詳細に記した『役用日記』（以下、『喜左衛門日記』）を残しています。

これによれば、六月十日の夜、下菱村の観音山で法螺貝を吹き、氣勢を上げる声が新町にも聞こえ、騒ぎがおこります。翌十一日には、下菱村やその周辺の村々からも観音山に大勢の人が集まり、遂には夜になったら桐生の町方へと打ち壊しに来るのではという噂が聞こえてきたこともあり、町役人全員が陣屋へと集まり新町一〜六丁目の警戒を強めていたところ、観音山からの氣勢や法螺貝の音は今にもこちらへと押し寄せるのではというほどで、各丁目は篝火をたき警護を固めます。夜の九ツ半（午前一時）頃になっていよいよ押し寄

せてきたかのように見え、町方では半鐘を打ち鳴らし大きく騒ぎ立てたところ、結局、町には押し寄せることもなく夜が明けます。

翌十二日の四ツ頃（午前十時）頃、下菱村側の山越源左衛門と普門寺の吉田平兵衛のもとへ人を遣わして、事の次第を新町三丁目の山二（新町の御用宿で屋号は「蛭子屋」）で話し合ったところ、菱村側は、新町の佐羽吉右衛門・森宗五郎・万屋友吉の三人が米を買い占めているので、この三軒を打ち壊すとの旨を申しました。そこで新町の役人が、すぐさまその三人を調べたところ、米の買い占めの事実はなく、そのことを菱村側の役人へと申し伝えると、菱村の者たちからは、近年の物価高で百姓らは生活が立ち行かない、新町の豪商から安く米を売り渡してもらいたい、についてはまず千五百俵を十五日間の間、近在の町村に向けて売値は百文につき三合で売り出してほしいと申し入れがありました。この件の扱いを請け負った今泉村（現、桐生市東）の石原文二の骨折りで夜の九ツ（午前十二時）頃、話し合
かんとうとりしまり
いがまとまりましたが、桐生近辺での騒ぎを聞きつけた関東取締
でやく
出役 宮内左右平の廻村があり、翌十四日朝五ツ（午前八時）頃、伊三郎以下、下菱村側が参集していた菱村の文昌寺という寺院に手入
れを行い、二十四人が召捕られることとなりました。

召捕られた者たちは先の新町三町目の御用宿で吟味を受け、新町役人や今泉村の扱い人たちの歎願もあり、頭目の伊三郎は伊勢崎町（現、群馬県伊勢崎市）の牢へと送られましたが、他の二十三名については取りあえず村方預りということとでそれぞれの村へと戻されたというのが、『喜左衛門日記』に「野州下菱打壊し之記」と記された一件です。

下菱村の一件もあつたからでしょう。この文書によれば、慶応二年から三年にかけて、桐生新町では御救米や御救金のお下げが繰り返行われていたことがわかります。今回の御救米願いですが、その顛末もまた『喜左衛門日記』から知ることができます。それによれば、喜左衛門と佐羽駒蔵の二人は、二月十日に下谷七軒町（現在の台東区元浅草一丁目）にある酒井家の上屋敷を訪問してこの願書を差し出し、近日中にその回答を得る約束を取り付けます。その四日後の十四日、対象となる新町の町民約九百人に対し、一人当たり一日に付き、米と麦を半々とした米穀を二合ずつ、六十日間分の給付が領主より申し渡されます。総給付高は百八石、時の相場で金子千百三十六両三分と銀五匁五分にも及びました。

さて、このように御救米が頻発しては、領主としても頭の痛い問題です。実際に、幕末の出羽松山藩の財政は、窮乏の一途といってよいものでした。不足分の財源は御本家（庄内藩酒井家）や、庄内を代表する大豪商本間家からの借財を充てていましたが、嘉永三年（一八五〇）には、その借財の返済と当面の藩費を目論んで、領内の特に富裕な者に御用金を課しています。この御用金の総額は一万一八五二両でしたが、お膝元で石高二万石に及ぶ松山領が四二八八両の負担に止まったのに対し、石高五千石に過ぎない桐生領の負担総額は六八五四両と重いもので、中でも佐羽吉右衛門には五百両、書上文左衛門は三百五十両、矢野喜兵衛にも二百両もの上納が命じられました。また安政の大地震（安政二年 一八五五）の時にも桐生領は、江戸藩邸の修繕のための才覚御用金を千五百両（千六百四十両とする史料もある）も申し付けられ、翌安政三年・同七年の大風による藩邸の修繕でも七百両ほど支払っています。

この様なひっ迫した台所事情下、おそらくは領主酒井家には、時に千両を超えるほどの御救米のための資金を供出する余裕はなく、桐生新町の町役人は豊かな商人たちであったことから、実際のところは、彼らが資金を準備し、新町や近在の穀商から米穀を買い上げるこ

とで御救米を配っていたのではないかと考えられます。